

立川市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

災害その他非常の場合における排水設備の新設等の工事を施行することができる者の見直し及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項前段の規定による。

立川市下水道条例の一部を改正する条例

立川市下水道条例（昭和 35 年立川市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前																																
（排水設備の工事の施行） 第 7 条 排水設備の新設等の工事は、市長の指定を受けた者（以下「指定下水道工事店」という。）でなければ施行してはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> （使用料の区分及び額） 第 12 条の 2 ……略…… 2 基本使用料は、1 月当たり <u>670 円</u>とする。ただし、使用日数が 15 日以内のときは、その 100 分の 50 に相当する額とする。 3 ……略…… 別表第 3（第 12 条の 2 関係） <table><tr><th>区分</th><th colspan="7">従量使用料</th></tr><tr><td rowspan="2">一般汚水</td><td>10 立 方メ ー ト ル を 超 え</td><td>20 立 方メ ー ト ル を 超 え</td><td>50 立 方メ ー ト ル を 超 え</td><td>100 立 方メ ー ト ル を 超 え</td><td>200 立 方メ ー ト ル を 超 え</td><td>500 立 方メ ー ト ル を 超 え</td><td>1,000 立 方 メ ー ト ル を 超 え る</td></tr></table>	区分	従量使用料							一般汚水	10 立 方メ ー ト ル を 超 え	20 立 方メ ー ト ル を 超 え	50 立 方メ ー ト ル を 超 え	100 立 方メ ー ト ル を 超 え	200 立 方メ ー ト ル を 超 え	500 立 方メ ー ト ル を 超 え	1,000 立 方 メ ー ト ル を 超 え る	（排水設備の工事の施行） 第 7 条 排水設備の新設等の工事は、市長の指定を受けた者（以下「指定下水道工事店」という。）でなければ施行してはならない。 （使用料の区分及び額） 第 12 条の 2 ……略…… 2 基本使用料は、1 月当たり <u>530 円</u>とする。ただし、使用日数が 15 日以内のときは、その 100 分の 50 に相当する額とする。 3 ……略…… 別表第 3（第 12 条の 2 関係） <table><tr><th>区分</th><th colspan="7">従量使用料</th></tr><tr><td rowspan="2">一般汚水</td><td>10 立 方メ ー ト ル を 超 え</td><td>20 立 方メ ー ト ル を 超 え</td><td>50 立 方メ ー ト ル を 超 え</td><td>100 立 方メ ー ト ル を 超 え</td><td>200 立 方メ ー ト ル を 超 え</td><td>500 立 方メ ー ト ル を 超 え</td><td>1,000 立 方 メ ー ト ル を 超 え る</td></tr></table>	区分	従量使用料							一般汚水	10 立 方メ ー ト ル を 超 え	20 立 方メ ー ト ル を 超 え	50 立 方メ ー ト ル を 超 え	100 立 方メ ー ト ル を 超 え	200 立 方メ ー ト ル を 超 え	500 立 方メ ー ト ル を 超 え	1,000 立 方 メ ー ト ル を 超 え る
区分	従量使用料																																
一般汚水	10 立 方メ ー ト ル を 超 え	20 立 方メ ー ト ル を 超 え	50 立 方メ ー ト ル を 超 え	100 立 方メ ー ト ル を 超 え	200 立 方メ ー ト ル を 超 え	500 立 方メ ー ト ル を 超 え	1,000 立 方 メ ー ト ル を 超 え る																										
	区分	従量使用料																															
一般汚水	10 立 方メ ー ト ル を 超 え	20 立 方メ ー ト ル を 超 え	50 立 方メ ー ト ル を 超 え	100 立 方メ ー ト ル を 超 え	200 立 方メ ー ト ル を 超 え	500 立 方メ ー ト ル を 超 え	1,000 立 方 メ ー ト ル を 超 え る																										

	20 立 方メ ー ト ル ま で 分 1 立 方 メ ー ト ル に つ き	50 立 方メ ー ト ル ま で 分 1 立 方 メ ー ト ル に つ き	100 立 方メ ー ト ル ま で 分 1 立 方 メ ー ト ル に つ き	200 立 方メ ー ト ル ま で 分 1 立 方 メ ー ト ル に つ き	500 立 方メ ー ト ル ま で 分 1 立 方 メ ー ト ル に つ き	1,000 立 方メ ー ト ル ま で 分 1 立 方メ ー ト ル に つ き	分 1 立 方メ ー ト ル に つ き
	<u>89 円</u>	<u>129 円</u>	<u>164 円</u>	<u>214 円</u>	<u>259 円</u>	<u>299 円</u>	<u>339 円</u>
浴場汚水	……略……						

	20 立 方メ ー ト ル ま で 分 1 立 方 メ ー ト ル に つ き	50 立 方メ ー ト ル ま で 分 1 立 方 メ ー ト ル に つ き	100 立 方メ ー ト ル ま で 分 1 立 方 メ ー ト ル に つ き	200 立 方メ ー ト ル ま で 分 1 立 方 メ ー ト ル に つ き	500 立 方メ ー ト ル ま で 分 1 立 方 メ ー ト ル に つ き	1,000 立 方メ ー ト ル ま で 分 1 立 方メ ー ト ル に つ き	分 1 立 方メ ー ト ル に つ き
	<u>75 円</u>	<u>115 円</u>	<u>150 円</u>	<u>200 円</u>	<u>245 円</u>	<u>285 円</u>	<u>325 円</u>
浴場汚水	……略……						

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 12 条の 2 第 2 項及び別表第 3 の改正規定は、令和 9 年 1 月 1 日（以下「基準日」という。）から施行する。
- この条例による改正後の立川市下水道条例第 12 条の 2 第 2 項及び別表第 3 の規定は、基準日以後の汚水の排出に係る使用料から適用し、基準日前の汚水の排出に係る使用料については、なお従前の例による。
- 前項の場合において、基準日前から基準日以後に引き続く汚水の排出に係る使用料については、当該汚水の排出量を日々均等に排出したものとみなして算定する。